

# 更生保護施設の機能に関する一考察

金澤真理

目次

- 一 はじめに
- 二 更生保護施設における処遇
- 三 更生保護法制の変遷
- 四 韓国の更生保護施設との比較
- 五 更生保護施設の特質と国の責務
- 六 更生保護事業の担い手
- 七 ドイツの更生保護施設
- 八 結びにかえて

## 一 ほつめい

日本の更生保護制度は、官民協働に特徴づけられる。従来、「保護会」と呼ばれてきた更生保護施設は、一八八八(明治二二)年に治山、治水事業家でもあった金原明善らが設立した「静岡県出獄人保護会社」を嚆矢とし、以後一〇〇年以上にわたって、民間の篤志家、宗教関係者、退職公務員が中心となり、刑務所を出所した者や仮釈放者となった者に食事や宿泊所を提供してきた。また、政府もこれを奨励した。

保護会は、戦前、戦後を通じて刑罰を受けた者の社会復帰に重要な役割を果たしてきたが、経営上の困難、施設の老朽化、さらには地域住民からの排斥運動等に遭い、その運営に困難を来す場合も少なくなかった。そこで、一九九五年、更生保護事業法の制定により、更生保護法人制度が創設され、「更生保護施設」として、従来の公益法人としての扱いに比べて税制上の優遇措置を受けられるようになり、他の社会福祉法人と並んで、より公益性の高い法人と位置づけられることとなった。この間、更生保護事業が一貫して主として民間の手によつて運営されていたことは特筆に値する。

現在、更生保護施設を利用する者の大半が保護観察対象者であり、また、刑務所から仮釈放となつた者についても約三人に一人が社会復帰の足がかりとして更生保護施設を利用しており、保護観察や仮釈放の実施上、更生保護施設は必要不可欠の存在となつている。就中、近時、矯正施設の過剰収容が問題となつていことから窺知されるように、施設から出所後、更生保護施設における保護を要する者もまた増加傾向にある。本稿は、更生保護事業における更生保護施設の重要性に鑑み、その運営のあり方につき多少しく考察を加えるものである。

## 二 更生保護施設における処遇

山形市にも歴史ある更生保護法人「羽陽和光会」がある。その前身である「羽陽教護院」は、山形監獄（現山形刑務所）職員の主唱により、同監獄の教誨師であり、浄土真宗大谷派願重寺の住職であった原精一氏により、出獄者を対象として一九〇一（明治三四）年に創設された。羽陽和光会と改称されたのは、一九二四（大正一三）年のことである。一九五〇（昭和二五）年、更生緊急保護法の制定により、更生保護事業の経営認可を受けた。一九六四（昭和三九）年六月及び一九七一（昭和四六）年一月に収容棟の増改築を行い、業務運営の充実がはかられた。また、一九九四（平成六）年三月には施設の全面改築が行われ、一二の居室、集会室、静養室、食堂、相談室、浴室等を備えた鉄筋コンクリート三階建ての建物が整備された。一九九六（平成八）年、更生保護事業法の施行に伴い、組織変更が行われ、更生保護法人羽陽和光会となった。

収容定員は、男子のみ二〇名、そのうち少年は六名、成人が一四名である。保護の対象者は、保護観察を受けている者及び矯正施設、司法機関から釈放された者である。見学日（二〇〇五年七月一九日）現在で仮釈放者七名、執行猶予者二名、更生緊急保護二名であった。前年度実績を見ると、収容延べ人員は三三〇〇名で、すべて保護観察所の長より保護を委託される委託保護である。施設には、保護司の委嘱を受けた補導員を含め、四名の職員が勤めており、理事九名、幹事二名、評議員一名により運営されている。

「羽陽和光会」では、保護の対象者が矯正施設等にいる間から直接本人と面接をするほか刑務官とも連絡をとり、さらに保護観察所とも緊密な連携をとって受け入れの準備をする。薬物事犯の経歴がある者については、受け入れ

ていない。少年については、家庭裁判所の委託により対象者を受け入れている。施設の利用者は、入所後、早期の自立を目指して保護観察所や協力雇用主と連絡をとりつつ生活相談や、就労の援助を受けたり、また余暇活動を通じて日常生活の充実をはかったりする。他方、施設の側も福祉事務所や保健所等の公共機関等とも連携して、必要な保護が受けられるような援助を施している。施設内で問題行動が生じた場合には、集団処遇の一環として注意を喚起するほか、個別にそのつど指導を行う。特に金銭管理には意を払い指導を行う。さらに、就業に備え、挨拶や面接の受け方等、実社会で即座に応用できそうなプログラムを選定して、月一、二回程度の割合でいわゆるソーシャルスキルズトレーニング(後述)が施されている。就業率は、約七割であり、主に協力雇用主の会社に就職している。財政基盤は、一般経費として、二三七九万三四三五円、国庫から一七二九万三八八八円、その他が六四九万九五六七円である。全国のいずれの更生保護施設も地域社会との関係に配慮しているが、閑静な住宅街に位置する「羽陽和光会」は、在会者が公園清掃等の奉仕活動を行ったり、施設の一部を地域住民に開放する等しており、地域社会との関係は良好である。更生保護施設は、その規模、沿革、性格等を運営主体によって状況を異にするが、「羽陽和光会」は、全国的に見ても平均的規模であり、官民の連携によって設立され、地域との連携に配慮し、自立更生を支える努力によって維持されているという点で更生保護施設の一つの典型と言つてよい。

更生保護施設においては、その利用者に更生保護のための援助が行われるが、その援助は生活基盤の提供のみならず、就労援護、生活指導等社会復帰のためのあらゆる点に及ぶ。即ち、更生保護施設は、施設利用者の社会復帰のための中間的な役割を担うと同時に、扶助を要する者への援助を施すという意味において、優れて社会福祉的性質を有すると言える。他方、更生保護施設は、更生保護の対象者とその再統合される社会への中間点に位置するがゆえに、施設それ自体が地域社会との良好な関係を築き、対象者と地域社会とを橋渡しする役割をも担わざるを得

なかつた。近年、その意義はますます重要性を増し、地理的な意味での地域社会のみならず、被害者支援の機能も期待されるに至り、さらに、二〇〇〇年から策定された「更生保護施設の処遇機能充実化のための基本計画」二一世紀の新しい更生保護施設を目指す「トータルプラン」(以下、「トータルプラン」と言う)に則して、個別の問題に応じた集中的な処遇を行い、再犯のリスク因子を除去する、若しくは減少させようという試みが各施設において行われている。しかし、その多くが民間の篤志家によって運営されてきた更生保護施設は、他の社会福祉法人に比べても必ずしも財政面で十分なバックアップがあつたとは言えない。そこで、近年は、特に財政状態を改善するため、法整備がはかられてきた。<sup>4)</sup> 更生保護事業法は、更生保護事業の事業主体や事業経営等について定めるものであり、継続的な施設、設備の補修や人件費を必要とするにも拘らず、経営基盤が脆弱な公益法人であつた保護会を更生保護法人とし、これに対して法的側面から制度の充実をはかるものである。<sup>5)</sup>

### 三 更生保護法制の変遷

犯罪者の更生を援助する民間の活動から始まつた更生保護事業は、一九三九(昭和一四)年、司法保護事業法の制定により、更生保護事業を営む団体を司法保護団体と称すること、<sup>6)</sup> 法的な裏付けを与えられるに至る。尤も、その背景には、一九三六(昭和一一)年に制定された思想犯保護觀察法に端的に見られるように、治安維持法違反者に対する保護の要請のために法制度が整備された経緯があり、権力的な社会統制の手段としての側面を無視することはできない。戦後、新憲法下に新たな法制度の整備が要請され、更生保護制度は再編されることとなつた。<sup>7)</sup> そ

の際、問題となつたのは、更生保護事業における民間篤志家の扱いであつた。民間篤志家といえども、その多くが検事局書記官、警察官などから任命された嘱託の保護司は、治安維持のための權威主義的社会統制への傾向をもつことを警戒されるのは当然であつた。連合国総司令部(GHQ)は、民間のボランティアに更生保護を任せることに積極的ではなく、保護観察官による処遇を構想した<sup>⑧</sup>。また、GHQは、不良、非行少年の保護所管庁は、司法省より厚生省が適當ではないかとの覚書を出し、満期釈放者の保護は厚生省の所管とすべきではないかと主張していた。かかる経緯からしても、更生保護事務をめぐる司法と社会福祉行政との境界の不鮮明なことが当時から意識されていたと優に推察される。

一九四九(昭和二四)年、犯罪者予防更生法が公布、施行され、翌一九五〇(昭和二五)年には、満期釈放者、執行猶予者、起訴猶予者等が身体の拘束を解かれた直後の再犯防止の保護における国の責任を明記した更生緊急保護法が公布、施行された。更生緊急保護は、同法にいう満期釈放者等の更生保護のみならず、犯罪者予防更生法上の応急の救護、援護をも含み、更生のための緊急適切な保護措置を総称する。同法は、その意思に反しない限り、対象者に帰住先を斡旋し、金品を給貸与等する一時保護、及び、施設に収容して行う宿所の供与、就職の援助、環境調整等を内容とする継続保護を定め、更生緊急保護の非強制的な特質を明らかにしている。また、更生保護は、本人の改善更生に必要かつ相当な限度において、その者にもつともふさわしい方法によるとされ、対象者の自立の補助を個別の必要性に応じて実施するものと特徴づけられた。ただし、国が費用を支弁する釈放後における更生緊急保護の期間は、原則として対象者が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後六ヶ月を超えない範囲に限定された<sup>⑨</sup>。更生緊急保護法の制定により、司法保護団体は、更生保護会と改称し、引き続き対象者の更生の支援に携わり、仮釈放の運用に多大の貢献をしたのみならず、保護観察の対象者、満期出所者、執行猶予者、起訴猶予者等を

保護し、生活指導をする等の役割を果たした。

更生緊急保護法に代わるものとして、更生保護事業法を制定する契機となったのは、必ずしも盤石でない更生保護会の財政状況に鑑み<sup>⑩</sup>、これを増強すべきであるとの問題意識である。一九九四（平成六）年、老朽化した施設の改善等のために補助金制度の改正を内容とする更生緊急保護法の一部改正がなされた。その際に、衆参両院において、更生保護が国の責任において行われることであることに鑑みて、更生保護事業の健全な育成・発展、法整備を含めた制度の改善・充実に努めること、社会福祉事業との均衡にも留意し、被保護者に対する補導援護体制の強化に努めることを内容とする附帯決議がなされた<sup>⑪</sup>。このような国会の審議を承けて更生保護会の充実発展を図るため、社会福祉事業法において社会福祉法人が置かれているのと同様に更生保護法人制度を創設し、従事すべき更生保護事業を定め、同時に更生保護事業に対する国の責務及び地方公共団体の協力についても規定した更生保護事業法が制定されたのである。

一九九五（平成七）年の更生保護事業法の成立により廃止された更生緊急保護法<sup>⑫</sup>においては、更生保護事業を行う更生保護会は、国からの委託による場合を保護の対象者としていたが、更生保護事業法では、新たに罰金又は科料の言い渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者、労役場から出場し、又は仮出場を許された者、少年院を退院又は仮退院した者をも保護対象としたうえ、保護観察対象者にも適用範囲を広げた<sup>⑬</sup>。この法律によって、当初、満期釈放者を主に受け入れていた更生保護施設は、国に代わって更生保護を行う存在として位置づけられ、国の刑事政策たる仮釈放や保護観察の実施上不可欠の存在となった。更生保護施設の性質が、従来の民間による事業から公的な方向へと転換したと評価することができる。

更生保護事業法上の更生保護事業は、施設に收容して生活指導、環境調整等の必要な保護を行う継続保護事業、

施設に收容しないで帰住の斡旋、就職援助等を行う一時保護事業、及び更生援助を目的とする一切の事業の啓発、連絡、調整する等の連絡助成事業の三種類である。右の法整備により、更生保護施設は、仮釈放における改善更生の機能を担い、実際に処遇プログラムの開発により、充実したプログラムを提供できる施設も出現してきた。二〇〇〇年度から始まった「トータルプラン」に基づき、国の法制度整備、予算の充実に呼応して、施設の側でも独自に重点目標を定めて処遇強化を図る「ステップアッププロジェクト」への取り組みが開始された。「ステップアッププロジェクト」では、いわゆるソーシャルスキルズトレーニング(SSC)と呼ばれる生活技能訓練を導入し、日常生活において他者とコミュニケーションをとる際、軋轢を生じ易い場面を想定してロールプレイを交えながらその対応方法を学んだり、心理療法を応用したコーラージュ療法により、言語による自己表現を苦手とする者に雑誌、パンフレット等から風景や人物を切り取って画用紙に貼り付けて作品を作らせることで自己の問題性に気づかせたり、或いは、アルコール依存、薬物依存等の特別の問題を抱えている者には酒害教育や薬物依存から回復するためミーティング等を施す等の試みがなされている。このように、更生保護施設の処遇施設としての役割がクローズアップされてきたのである。

「トータルプラン」の目指す法制度面での整備を実現したのが、二〇〇二(平成一四)年の更生保護事業法並びに犯罪者予防更生法の改正である。主な改正点は、①従来、対象及び処遇内容が限定されていた応急の救護の要件に拘らず、社会生活に適応させるために必要な生活指導等の補導援護を施すことができるよう、処遇対象、内容を拡大、充実した点、②少年院からの仮退院者に対して充実した処遇の実施が要望される実状に鑑みて、従来、委託保護の対象ではなかった、罰金又は料金の言い渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者、労役場から出場し、又は仮出場を許された者、少年院から退院し、又は仮退院を許された者(ただし、保護観察に付された



者を除く)をも委託保護の対象とした点、及び③高齢犯罪者の増加に直面し、更生緊急保護の期間を最大一年に延長した点である。

#### 四 韓国の更生保護施設との比較

現在、日本の更生保護施設は、刑事施設の過剰収容の現状に鑑みて、仮釈放の受け皿としての重要性が増しており、処遇機能の強化は、かかる体制を支えるものと言える。しかし、更生保護事業の担う重要な機能として、短期間であれ釈放後の急激な環境調整の変化を調整し、自活のための基盤を整備することがまず挙げられ、むしろ当初更生保護施設は、対象者に対する緊急的援助の役割を強く担ってきたことにも思いを致さなければならぬ<sup>13</sup>。さらに、その担う役割が劇的に変化しているにも拘らず、全国の更生保護施設の多くは、依然として民間の篤志家の助力を俟つ零細な規模で運営されており、新たな専門的処遇技法の導入、施行方法、程度も施設によつて様々である。この点につき、韓国においては、近年の法改正により更生保護法制を整備し、更生保護のための全国統一の組織を有するに至つたことが注目される。同時に、韓国では、専門的知識、技術を有する民間のボランティアとの協力によつて釈放者に対する保護事業を一体として進めている。そこで、次に日本の更生保護制度と類似する淵源を有しながら、独自の法制を整備した韓国の更生保護制度について概観しよう。

韓国における更生保護事業は、日本による植民地政策と深い関係にあり、それ故日本の制度と類似の歴史をもつことは夙に指摘されているとおりで<sup>14</sup>ある。当初、更生保護事業は、矯導所(刑務所)職員が公務の傍ら行つており、

全国矯導所職員規約に基づいて、各地域の地名を冠した「出獄人保護會」或いは「免囚保護會」等の団体が民間篤志家の協力を得て発足した。日帝時代の一九四二年三月二三日、朝鮮司法保護事業例が制定され、財団法人司法保護會が設立され、総督府の監督を受けつつ、その補助金によって運営された。朝鮮戦争後、一九六一年九月三〇日に更生保護法が制定され、ソウル特別市と各道に八つの更生保護會が設置され、司法保護會の権利、義務を継承した。一九九五年一月五日、従来の保護観察制度を補完すると共に保護観察業務と更生保護事業との役割分担を明確にし、社会内処遇に関する法制度を体系的に整備するため、既存の保護観察法と更生保護事業法とを統合した、「保護観察等に関する法律」(以下、「保護観察法」と言う)が制定された。同法に基づき、更生保護會の事業と資産とを受け継いだ更生保護公団が新たに組織され、従来の保護會が統一されるに至った。ここにおいて、韓国<sup>17)</sup>の更生保護制度は、独自の方向を目指したと言えよう。

韓国更生保護公団は、本部をソウルに置き、全国に一四支部、九支所を持つ。公団には、理事長一名を含む一〇名以内の理事と幹事を置くこととされる(保護観察法第七六条第一項)。理事長は、法務部長官が任命し、理事は、更生保護事業に熱意があり、学識と徳望がある者の中から理事長の推薦によつて法務部長官が任命又は委嘱すると規定される(同第二、第三項)。理事長の下に七名の理事、一人の幹事(理事は非常勤)が任にあつてゐる。公団は全国统一の組織であるため、人事異動があり、また積極的に民間からの登用を進めている。また、犯罪予防活動を行い、保護観察活動と更生保護事業を支援するために、犯罪予防自願防止委員(以下、「犯罪予防委員」と言う)が法務部長官から委嘱される(同第一八条第一、第二項)。ボランティアである犯罪予防委員は、不足している保護観察官を補助する一方で、対象者との面談や事後管理等、更生保護の支援も行つてゐる<sup>18)</sup>。

保護観察法上の更生保護は、その対象を「刑事処分又は保護処分を受けた者」(同第三条第三項)とするが、保護

手続きは、裁判所、検察庁、保護観察所、矯正施設等の関係機関、又は更生保護対象者の書面による保護申請を受け、保護の必要性の可否の審査及び適切な保護方法の決定を経て開始される。更生保護の対象者のみならず関係機関も保護を申請することはできるが、更生保護はすべて対象者の任意により行われることが前提である点に特徴がある。

韓国更生保護公団の保護事業の二〇〇五年度実績<sup>②</sup>として示されているのは、宿食の提供八八・〇％、専門に職業訓練を施す専門学校への委託を通じた職業訓練一一八・五％、就業斡旋八八・〇％、生計に必要な物品等を支援する緊急援護九六・六％、職員及びボランティア面接員による事前面談九六・〇％、犯罪予防委員、後援会員による訪問、通信等を通じた事後管理一〇六・八％、社会復帰に必要な基本知識、行政機関や緊急機関における手続き等を指導する再社会化教育一〇二・二％、社会福祉機関との連携、戸籍・住民票の再登録や家族との調整等内容の多様なその他の自立支援一一四・一％である（下表参照）。

(単位：名)

事業別	区分	2004年度実績	2005年度		
			計 画	実 績 (10月現在)	比率 (%)
計		42,103	39,147	39,205	100.1
宿 泊 の 提 供		2,491	2,585	2,275	88.0
職 業 訓 練		1,280	1,146	1,358	118.5
就 業 斡 旋		3,142	3,172	2,793	88.0
緊 急 援 護		241	1,253	1,211	96.6
事 前 面 談		20,286	17,774	17,071	96.0
事 後 管 理		4,668	4,318	4,611	106.8
再 社 会 化 教 育		2,295	2,247	2,297	102.2
そ の 他 自 立 支 援		7,700	6,652	7,589	114.1

韓国更生保護公団作成『業務現況』『保護業務の推進実績』より

法律上の対象者は満期釈放者に限られないが、実際の保護対象の八、九割が満期で出所した者であり、保護事業の中心は、対象者への宿食の提供並びに就業斡旋等の自立支援である。特に就業率が高いことに注目されるが、これは、後援する職業訓練校及び就業受け入れ先の企業との連携に負うところが大きい。韓国における更生保護がそもそも非強制的な性質をもつことに加えて、その対象者の大部分が満期釈放者であることもあり、更生保護事業は対象者本人の希望を重視し、それに応じることに力点が置かれたものとなつてゐる。このことを象徴的に示しているのは、更生保護事業への評価を「顧客満足度」として数値化していることである。対象者の任意の申請に基づいて提供されたサービスの評価が問題とされているのである。ただし、注意すべきであるのは、韓国の法制度上、更生保護は保護観察と截然と分かれたれ、前者が対象者の希望に応えるサービスと特徴づけられるのに対し、後者は監視にむしる重点を置くものであり、機能分化がはかられている点である。韓国の社会内処遇のすべてが必ずしも同一の機能を有し、単一の方角性を目指しているわけではない。尤も、法制度上の機能は分化しているが、半官半民の更生保護公団は、法務部や保護観察所に監督される立場にあり、保護観察所の職員が頻繁に視察することに圧迫を感じる施設職員がいる等、相互の関係が微妙な緊張関係に立つことも窺知される。

以上のような韓国の更生保護制度の整備、発展と比較すると、近時の日本の更生保護に関する改革の動きはこれとは別の方向を指しているように思われる。更生保護のあり方を考える有識者会議は、更生保護制度の運用について国民や地域社会の理解が十分でなかつたこと、民間に依存した脆弱な保護観察実施体制、指導監督、補導援護の両面における保護観察の不十分性の三点を問題点として挙げ、制度について国民や地域の理解拡大を狙うと同時に実効性ある官民協働体制及び有効で強力な保護観察を提言した<sup>22</sup>。その目指す方向は、更生保護施設を処遇施設として、その機能を強化することにあると解されるが、他方でこれまで施設が担つてきた、対象者の自力更生を重視

し、これを補助する機能が阻害されるのではないかと危惧される。それにも拘らず、更生保護施設の処遇機能強化の方向が是認される前提として、過剰収容の解消のため、更生保護施設を仮釈放の際の中間施設として用いざるを得ない実務の現状があるが、そうになると、刑期を終えた者を対象とする更生緊急保護の対象者に対する補導援護が手薄なものとなることも懸念されよう。

## 五 更生保護施設の特質と国の責務

韓国における更生保護は、常に任意の申請により開始され、対象者本人の同意に基づくものである点において、一貫して非強制的なものと言ふことができる。これに対して、当初は、同じ出発点に立っていた日本の更生保護はその対象を広げた。それに伴い、民間の更生保護施設も保護観察、仮釈放の一翼を担うものと位置づけられるようになった。それでは、更生保護施設が刑事政策上如何に位置づけられるべきか。次にそれを検討しよう。

更生保護事業法は、「更生保護事業が保護観察、更生緊急保護その他の国の責任において行う更生の措置を円滑かつ効果的に実施する上で重要な機能を果たすものであることにかんがみ、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るための措置を講ずる」ことを国の責務として規定する。更生保護が第一義的に国の責任で行われることは更生緊急保護法成立以来、法文上明らかである。更生保護会に委託される場合でも、原則として更生保護は国の責任において行われる措置であることは、同法案の提出の際の説明においても強調され、その後にも主に委託費の増額をめぐる議論においてとりあげられてきた。しかし、現実には、更生保護施設における保護事

業が完全に国費で賄われているわけではなく、実際に保護にあたる者の多くは、無給の非常勤公務員たる保護司である。不十分な更生保護予算、保護観察官の不足を民間に肩代わりさせているのが実態だとすれば、国の責任が十分に果たされているとは言い難いとの批判があたるのは言うまでもない。

国の責任を全うさせるために、更生保護施設を国立にする、或いは国費民営化の形態にするべきではないかという主張も以前からしばしばなされてきた。国営化等によって、専門職員を充実させ、財政を安定させ、かつ組織統合による合理化を図れるという利点があるからである。しかし、他方で、対象者に円滑に社会復帰をさせるという目的に照らせば、更生保護が地域性、民間性を基底とする民間人や団体の参加を得てこそ効果的な運用が期待されるという意見にも傾聴すべき点がある<sup>28</sup>。特に更生保護施設における継続的保護は、施設での日々の生活の中で社会生活におけるコミュニケーションを形成し、或いは取り戻し、問題に直面した場合でも自らその解決にあたる機会を対象者に与えるのであり、援助者はその場において見守り、援助の要請に応える姿勢を要求される。保護観察官がこの任にあたることには限界があり、また適切であるとも言えない。更生保護を国の責任で行うとしても、その実施は、目的に照らして最も合理性があり有効な手段、方法、担い手によって行われるべきであろう。

更生保護施設の事業のうち宿泊施設、食事の提供という基本的生活面での援助は緊急の必要に対応するものとして重要ではあるが、単なる宿食の提供ならば他の社会福祉、慈善活動においても可能なのであり、むしろ更生保護施設には、生活基盤を整えたうえで更生保護の目的に合致した役割、つまり、入所者の自立更生、即ち円滑で効果的な社会復帰を指導・援助するという意味での専門性が期待されると言うべきであろう。かかる役割を、日常的な社会生活を通して、入所者自身に自主的に獲得させる場として更生保護施設は卓抜な意義をもつ。

固より社会復帰という用語それ自体は、決して更生保護にのみ用いられる特殊な用語ではない。しかし、更生保

護における社会復帰の意義の特殊性は、矯正のために対象者と社会との関係を一旦断絶、制限することで社会復帰を困難にする事情を国がつくり出した点にある。特に刑事施設における処遇が長期にわたる場合、或いは対象者が高齢の場合には、帰住先との環境調整が著しく困難になり、その解決を対象者自身や家族のみに負わせることは適当ではない。さらに、対象者の円滑な社会復帰は、再犯防止への一つのステップとして、社会全体の利益にも適う。無論、社会復帰の困難性は対象者の事情に応じて千差万別であり、対象者は個別の必要性に応じて適切な保護を選択すれば足り、保護を受ける義務はない。それに対し、国家は、援助を求める対象者に対して、社会復帰を容易にする選択肢を提示する責務を負う。このように、矯正の目的で一旦対象者を社会から切り離れた国家が、その社会復帰の責任を負うべきことは合理的に説明できる。

ところが、復帰すべき社会においては、刑事施設におけるような権力的指示はなく、日常生活の細部にわたる規律もない。多様な人の暮らす混沌とした現実社会へ復帰するための環境調整は、権威的画一的ではなく、個別の対象者に応じて柔軟に行われてこそ中間的処遇としての目的を達し得る。この意味において、従来の更生保護の担い手の地域性、民間性は重要な役割を果たしており、財政的な支援を通じ、また更生保護施設や民間ボランティアが保護観察官との緊密な連携の下に対象者の個別の事情に応じた処遇を施すことで、国の責任は果たされると言えよう。

## 六 更生保護事業の担い手

更生保護のあり方を考える有識者会議の最終報告書を俟つまでもなく、日本の更生保護制度を支える人的体的

制は貧弱であつた。特に保護観察官の不足を保護司に補完させる状況が常態化し、官民協働というよりむしろ民間に依存してきたと言える。この体制が維持されていたのは、制度化された特殊なボランティアたる保護司の役割に負うところが大きい。しかし、刑事施設の過剰収容に伴い、更生保護施設の定員との間に開きが生じ、また薬物依存、アルコール依存のような特別な問題を有する対象者を多数受け入れなければならない場合には、施設における保護事業に困難を来し機能不全になる虞もある。就中、再犯を防止する処遇施設としての機能を過度に要求されるとき、更生保護施設の側にもその利用者の側にもひずみが生じることが懸念される。更生保護における権力的側面と福祉を基調とした非権力的側面が、更生保護施設の処遇機能化に直面して緊張関係に立つことになるのである。

この点につき、事例研究を素材として、司法福祉という概念を立てることで、救護及び援護の実効性を理論的実証的に検討しようとする試みがあることは注目に値する。<sup>26</sup>そこで強調されているのは、司法の機能は決して制裁のみにとどまるものではなく、むしろ司法には福祉的側面もあるということである。司法と福祉との関係については、従来、さほど議論が蓄積されてきたわけではなく、また司法的プロセスにおいて、少なからぬ福祉的機能が認められることは現象としてしばしば認められるものの、福祉の枠組みで捉えられたとき、権力的行為が隠蔽されるおそれがあることも指摘されるので、ここでこの点につき検討してみよう。<sup>28</sup>

固より、社会福祉の局面においても援助の過程が法化されることにより、生活領域への権力的介入の側面があることは否定し難い。<sup>29</sup>しかし、そもそも更生保護は、対象者を援助しつつ、再犯を予防し、ひいては犯罪予防を通して公共の福祉をはかることを目的とするものであり、実態は福祉的援助に近いといえども権力的介入を正当化する論理が既にそこに内在している点で他の福祉とは趣を異にする。例えば、その法的地位を如何に解するかについては、なお議論の余地があるものの、<sup>30</sup>保護観察対象者においては、その所在を保護観察所に知らせることが遵守事項



として定められる場合が少なくない。ただし、その場合においても、対象者本人が自立的に社会復帰を目指さなければ意味がない。権力的介入は法の枠組みにおいて正当化されたとしても、社会復帰の目的にとって必ずしも合理的な手段たり得ない。最終的には対象者が自ら更生することが肝要だからである。それは、刑の執行が終わった者であろうと仮釈放中の者であろうと変わりがない。この点において、更生保護を一貫して対象者の任意に基づいたものとして前提する韓国の法制度に学ぶべき点がある。

更生保護は、社会復帰を困難にする状況をつくり出したが故に、国家がその対象者に対して再度社会化の援助を行い、自立の筋道を示すことで果たされる国家の責務である。また、社会の側も更生保護の対象者を受け入れなければならぬ。社会復帰という必然的な目標は更生保護の対象者のみならず、更生保護施設及び社会に対しても掲げられている。社会復帰の途上にある者にとって、更生保護施設は開かれてはいるが、最終的には必ずそこから立ち去らなければならない場所であるという意味で、他の福祉施設との根本的な相違がある。それ故、更生保護施設における処遇は、施設利用者自身がそれを必要なものとして受け入れ理解し、参加して実践しなければ、その者の社会復帰にとって効果的な処遇とは言えない。

更生保護施設における処遇は、かくして、施設利用者自身が納得のうえで社会復帰するための援助手段として用いられるべきものと解される。有効な社会復帰援助手段を模索するという観点から、社会内処遇の重要性を実証的に検証し、特に、更生保護施設の果たす役割を犯罪処遇の理念の分析モデルを通して考察し、処罰の威嚇による犯罪抑止を目指す処罰モデルに基づくタフな処遇政策と人間の行動の生物学的・心理学的・社会学的観点からの考察を踏まえて犯罪の諸要因を除去する改善更生モデルに基づくソフトな処遇政策とを提唱する最近の処遇論は、示唆に富むものであり、注目に値する<sup>①</sup>。しかし、注意しなければならないのは、処遇が対象者の自立更生を阻害するも

のになつてはならないということである。再犯予防を急ぐあまり処遇を強制するときには、対象者の拒否に遭い、協力が得られないことにもなる。更生保護施設の処遇、就中、集団処遇は、職員と施設利用者との間に日常的葛藤があつたり、權威的關係として布置されていると基本的には成り立たないという実践的經驗に基づく発言を重く受け止めなければならない。<sup>32)</sup>

## 七 ドイツの更生保護施設

この点につき、ドイツにおける更生保護は、行刑と連携しつつ社会扶助という福祉法制の枠組みで実施される点で、別の比較の視座を提供する。バーデン・ヴュルテンブルク州フライブルク市にある刑事施設から釈放された者のための保護施設 (Anlaufstelle für Straftassene)<sup>33)</sup> (以下、「保護施設」という) は、一九七一年、南西ドイツ地域で最初に設立された犯罪者の社会復帰のための施設である。刑事施設から釈放された者を対象に、居所を提供し、就業を斡旋している。フライブルクの保護施設の対象者は、男性のみであるが、日本の更生保護施設のように同一敷地・建物内の居室に居住させるのではなく、市内各地に契約してある住居をヴォーンゲマインシャフト (Wohngemeinschaft) という特有の共同居住形態で利用させるものであり、対象者が家族等と一緒に生活する限りで、家族の世話にもあたることになる。施設では、まず、定期的にフライブルク刑事施設において面会を行い、利用の要望の存否を聞く。しかしながら、施設が用意できる住居は、一九と限られており競争率は高い。待機者の希望を如何に叶えるかが施設の悩みでもある。二〇〇四年には、のべ二二〇名が施設に連絡をとり、そのうち五三名が、当時適用していた連

邦社会扶助法第七二条（特別な社会的困難を克服するための扶助）に該当する場合であつた。<sup>②</sup> 残りの一六七名のうち七三名がフライブルク刑事施設における面会で助言を受けた者、九四名が同条には定められていないが、短期間の助言を求めたり、保護期間が一ヶ月を超える者である。フライブルクの保護施設が有する居住用の区画には、同年、合計四一名の対象者を受け入れた。そのうちほぼ半数の二二名が二年以上の刑期を終了、二〇名が二年以下の刑を終了している。二九名が完全に刑期を終え、そのうち八名が行状監督に付されている。<sup>③</sup> 居住者の約半数にあたる一七名は、これまで出所準備のための外出・外泊をとつたことがない。利用者の七〇%は、アルコール、薬物等の問題を抱えており、酒害教育や薬害教育が施される。また、利用者のほぼ三分の二に対して金銭管理の処遇が施される。職員の仕事の大部分は、施設利用者の問題に耳を傾けることであり、このコミュニケーションを通じて、自ら解決を見出す者もある。

収入は二〇〇三年には合計六〇万八一九・六八ユーロ、二〇〇四年には五三万四三二・四四ユーロであり、そのうち寄付等を含めた施設自体の収入は二〇〇三年には九万五七六一・三九ユーロ、二〇〇四年には一一万七二四八・四〇ユーロと二五ないし二〇パーセントを占めた。これに対し、フライブルク市及び州からの補助金がそれぞれ一一万二二八七・五〇ユーロ（二〇〇三年）、七万七二七二・五〇ユーロ（二〇〇四年）、一二万七八二〇ユーロ（二〇〇三年）、一三万一五三六ユーロ（二〇〇四年）となり、収入の約四割を占めている。<sup>④</sup>

ドイツの保護施設においては、その処遇が社会保障や公的扶助について定める社会法典に基づいてなされている点に特色がある。社会法典第六七条以下に規定される特別な社会的困難性ゆえに扶助を受ける者に該当する場合として、同施行規則は、拘禁施設から釈放された場合を例示している。かかる特別に困難な状況にある者に対しては、その困難の原因に即して、金銭給付や施設における扶助等の援助が施される。援助は行政のみならず、広く民間の社

会福祉事業や施設にも支えられ、利用者は、個別の問題状況に依じてそのメニューを選択することができる。

フライブルクの保護施設の例を見ると、確かに住居が施設とは独立しており、また利用者が共同で使用するカフェ等が完全に彼らの自治に任せられている点に特徴がある。しかし、法的枠組みが異なるといえども、自立的な社会復帰のための処遇の内容や手法は、大筋において日本や韓国の更生保護施設におけるそれと類似しており、経験的に得られた処遇のあり方の一つの到達点が見出される。

ドイツの更生保護事業は、州の事務として行われ、そのための予算が計上されている<sup>38)</sup>。しかし、更生に重要な役割を果たす家族との環境調整をはじめとして、受刑者が刑事施設に收容されている段階から、その処遇を対象者と共同して援助する処遇の実践は、保護施設をはじめとして、多数の民間ボランティアや社会福祉事業に委ねられ、公的な財政援助が補助金の形で投入されている。

ドイツの保護施設の瞥見から得られる示唆は、更生保護の対象者も社会復帰に一定の困難を有している点で、一般の公的な扶助、福祉の対象たり得ることである<sup>39)</sup>。しかし、かかる困難性は、更生保護に先立つ矯正等によって生じたものであるから、国はかかる困難性を取り除き、更生保護の対象者の円滑で効果的な社会復帰を援助する責務を負う。そのために、人的物的体制が脆弱な現在の状況が改善されなければならないことは言うを俟たないが、更生保護施設に居住地を指定し、保護観察官の往訪受け入れを義務づける等処遇を強化することは、対象者の社会復帰にとって両刃の刃になることに意を払い、飽くまでも対象者自らが更生の途と方法とを選択する環境を整えなければならぬであろう。無論、更生保護と社会福祉との連携が必要であることは言うまでもない<sup>40)</sup>。

選択の幅を広げる意味で、対象者の社会復帰を支える多様なボランティアの関わりも一層必要になるであろう。無論、対象者の個人情報取扱いについては細心の注意が必要であるが、現実社会に類似した、多方向のコミュニ

ケーションが望まれる。民間ボランティアの掘り起こしは、長年にわたる更生保護関係者の課題でもあるが、保護に関わる人間関係が特定の間、団体に集中すると、一般的な関心や理解が得にくくなる。広く地域や国民の理解を得るためには、更生保護施設や活動自体が社会に開かれていることが前提になるであろう。

## 八 結びにかえて

日本の更生保護施設における官民協働は単純なものではない。歴史的には、更生保護施設の淵源は、民間より発しているが、これを支える民間ボランティアの出身母体や更生保護事業活動を通して行政機構と融合してきた。また、数度にわたる法改正により、更生保護施設は、保護観察を通して国の刑事政策に占める重要性を増し、国の責任で行うべき更生保護は、むしろ民間に依存してきた。更生保護施設やその運営に携わる担い手の地域性、民間性が、施設を利用する者の自力更生を促し、各人の抱える問題に応じた援助を可能にしたという面は否定し難いのであり、民間が主体となつて運営すること自体を批判することは適當でないが、それは国の責務を免除することを意味しない。国の責務として行われる、より効果的で円滑な社会復帰の援助手段が問われなければならないのである。厳しい財政難、人材不足にも拘らず、更生保護施設の多くは、緊急の保護を要する対象者の生活基盤を支える必要に応えつつ、個別の問題に応じた柔軟な処遇を今日も提供している。対象者の抱える問題は、一様ではない。自立更生を目指す対象者に対しては、より現実の社会に近い環境でその問題を共に解決する支援が望ましい。対象者と向き合い、如何なる処遇が適切かの判断は、個々の施設に委ねられる。実践経験に基づいて、社会復帰に有益な処

遇を行う更生保護施設の自立性、独立性が施設利用者の自立更生を支えるのであり、法制度はそれを阻害してはならない。

\* 更生保護法人「羽陽和光会」の見学にあたっては、佐々木新一施設長をはじめ、職員の方々の多大な協力を得た。記して謝意を示す。

(1) その前年に兵庫県出獄者保護場が本願寺派の教誨師松山智雲らによって設立されたが、数年にして瓦解した。安形静男「更生緊急保護法を送る」更生保護四七巻四号(一九九六年)四三頁。

(2) 監獄等を出所した者を保護する「免囚保護団体」が、「静岡県出獄人保護会社」に続いて各地の宗教関係者、社会事業者、監獄関係者らによって設立された。そもそも明治維新当初は、全国統一的な刑罰制度が確立されておらず、刑の執行は各藩の便宜により行われ、旧藩制において設置されていた徒刑場等の施設での受刑者の使役が試みられていた。大日本帝国憲法が発布された一八八九(明治二二)年には、一八八一(明治一四)年以来、引受人のいない者に対しては行刑施設内で別房に分界して作業に従事させてきた、改正監獄則による別房留置制が財政負担を理由に廃止され、折しも憲法発布にあたり大赦令が公布されたことにより、出獄者の社会内の引き受け手が必要になったのである(更生保護五〇年史編集委員会、更生保護五〇年史(二〇〇〇年)一四〇頁)。その後、一九〇七(明治四〇)年には、国は、司法省予算として「免囚保護事業奨励費」の支出を認め、免囚保護事業奨励費取扱手続も制定した。かような状況に、時代的气運とが相俟って保護活動は活発化し、明治二〇年代には保護団体は五六ヶ所、大正末期には七〇〇の団体を数えた(守山正「更生保護の沿革・現状及び課題」法律のひろば五五巻五号(二〇〇二年)五頁参照)。初期の更生保護は、社会復帰が困難な者に対する人道主義、慈悲・慈愛の精神に支えられ、施設独自の費用によって賄われる任意保護が活発に行われてきたことは注目に値する(鈴木昭一郎「更生保護施設の変遷とその刑事政策的意義」『更生保護制度施設五〇周年記念論文集・更生保護の課題と展望』(一九九九年)九七頁以下参照)。

(3) 例えば、二〇〇五年度における更生緊急保護の受理人員の総数は、一万一七六〇人であるが、この五年間の推移を見ると、九二二七人(二〇〇一年)、一万二五八八人(二〇〇二年)、一万五〇六八人(二〇〇三年)、一万二一六一人(二〇〇四年)と微増傾向にある

ことが分かる。更生緊急保護を対象別に見ると、刑の執行終了者が七二七六人（総数の六一・〇％）、刑の執行猶予者が二二九八人（同一九・五％）、起訴猶予者が一七四五人（同一四・八％）、罰金又は料金の言渡しを受けた者が三二六人（同一・八％）、労務場出場者・仮出場者が一九〇人（二・六％）、少年院退院者・仮退院者が二五人（〇・二％）となつてゐる。

(4) 更生保護施設の多くは、その規模が零細であり、自主財源も少ないうえ、寄付金も決して多くない。それ故経営維持のため、委託費の増加をはからざるを得ないという背景が存在する。注(10) 参照。

(5) 日本には、二〇〇六年一月一日現在で、更生保護法人は一六三団体、更生保護事業を営むものが一団体あり、また前記団体が経営する更生保護施設が一〇一施設ある。

(6) 既に一九〇八（明治四一）年の執行猶予制度の開始、一九二三（大正一二）年の少年法による少年の保護団体への委託、一九二四（大正一三）年施行の刑事訴訟法により導入された起訴猶予制度、さらには一九三六（昭和一一）年の思想犯保護観察法の施行に伴い、それぞれの委託先として、猶予者保護団体、少年保護団体、思想犯保護団体が設立されていた。司法保護は、更生保護の前身ではあるが、今日の更生保護とは異なり、例えば、少年保護においては旧少年法の運用の全過程を含み、施設内処遇をも包含する概念であつた。

(7) 司法省保護局は、戦時の行政機構縮小により廃止されていたが、戦後の保護対象者増大に対処するため司法保護所管中央部局を整備する必要があるとして、一九四五（昭和二〇）年九月には、その経費が予算省議に提出された。また、ポツダム宣言受諾に伴い、思想犯保護観察法が廃止され、予防拘禁及び思想犯保護観察関係の訓令も廃止された。

(8) 尤も、犯罪者予防更生法の成立時には、保護観察の担当者として、司法保護委員（保護司の前身）が加えられた。大坪与一「保護司制度について」罪と罰一卷四号（一九七四年）三二頁以下参照。

(9) 西中間貢「更生保護の組織機構の変遷と課題」『更生保護制度施行五〇周年記念論文集・更生保護の課題と展望』（一九九九年）一七二頁参照。特に釈放者保護事業の所管を司法省とするか厚生省とするかの調整が難航し、最終的に司法省の所管となつた更生緊急保護の期間は六ヶ月を超えない範囲に限定されたものである。なお、閑僚をもつて構成する中央少年、成人保護委員会の構想、更生保護の組織をすべて少年、成人別に設置すること、犯罪前歴者に対する救護措置を厚生省の所管にすること、保護観察官のみによつて保護観察を行うべきこと等については、当初の出との意向の隔たりがあつたものの、一方で戦後の混乱による社会不安の増大に直面し、他方で同時に進められていた新少年法の施行繰り上げに伴い、犯罪者予防更生法案は、急遽一九四九（昭和二四）年に国会に提出され、成立した。この法律に基づき、全国八ヶ所の少年、成人別の地方保護委員会が置かれ、さらに全国四ヶ所に少年、成人別の保護観察

所が置かれた。

(10) 国が、收容保護が必要と認められた被保護者を更生保護施設に委託すると定額の委託費を支払うことになる。これが施設の収入の大部分を占めるが、それだけでは十分ではなく、寄付金や各種の助成金に頼らなければならない実態がある。二〇〇五年には、全国の保護観察所が更生保護施設又は個人に委託して、援護等又は更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は、九九五八人で、内訳は、援護等の更生保護施設委託が六〇六六人(総数の六〇・九%)、援護等の個人委託が一三人(同〇・一%)、更生緊急保護の更生保護施設委託が三八七九人(同三九・〇%)となっている。

(11) 一九九四(平成六)年六月三日、衆議院法務委員会、同年六月二一日、参議院法務委員会。

(12) なお、現在、更生緊急保護は、犯罪者予防更生法第四八条の二に組み込まれ、懲役・禁錮刑の執行が終了した者、懲役・禁錮刑の執行を免除された者、刑の執行を猶予され、その裁判が確定するまでの者、又は刑の執行を猶予され、保護観察に付されなかつた者、起訴猶予となつた者、罰金科料の言い渡しを受けた者、労役場から出場又は仮出場を許された者、少年院から出院又は仮退院を許された者に対して、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できないと認められる場合には、緊急に帰住の斡旋、金品の給与若しくは貸与、宿泊の供与、教養、訓練、医療、保養、就職補助、職業補導、生活指導、環境の改善・調整等の多岐にわたる保護を、更生に必要な限度で国の責任で行うことが規定されている。

(13) かくして、更生保護事業法は、更生保護事業の保護の対象者を、国の措置たる更生緊急保護や保護観察の対象者とは區別して定めることとなった。

(14) 板谷充「更生保護施設の未来へ」更生保護と犯罪予防一四六号(二〇〇六年)四五頁。

(15) 太田達也「韓国における更生保護事業の特色と刑事政策的意義(一)、(二・完)法學研究七七卷六号頁一頁以下、七号七七頁以下(二〇〇四年)参照。

(16) 翻訳として、法務総合研究所研究部資料四二集「大韓民国の刑法、刑事訴訟法及び保護観察等に関する法律等」(一九九七年)。また、宋台植「韓国の保護観察等に関する法律」白鴉法学四号(一九九五年)二六九頁以下、旧保護観察法の翻訳として、宋台植「韓国の保護観察法」白鴉法学二号(一九九四年)一六三頁以下も参照。

(17) 韓国には、更生保護公団以外にも民間の更生保護事業を営む民間法人が全国に六ヶ所ある。

(18) 二〇〇六年一月現在。



- (19) 犯罪予防委員の資格と活動実績による評価が厳格になり、その人数が減っている。太田・法學研究七七卷七号一〇七頁参照。
- (20) 計画に対する、聴き取り調査を行った同年一〇月現在のもの。
- (21) 二〇〇〇年以降、二〇〇四年までの仮釈放される者の全体受刑者に占める割合は、三一・〇%、三〇・九%、三〇・九%、三三・五%・二六・二%という推移を示している（韓国法務研修院・犯罪白書二〇〇五年版（二〇〇五年）三五三頁）さらに執行率も比較的高く、二〇〇四年においては、執行率八〇%以上の者が全体受刑者のほぼ九割を占めている（同・三五〇頁）。このように、出所者全体に占める仮釈放者に対して満期釈放者の占める割合が高い韓国の事情をも考慮する必要がある。
- (22) 更生保護のあり方を考える有識者会議は、保護観察対象者による重大再犯事件を契機として、二〇〇五年七月二〇日に法務大臣により立ち上げられ、合計一七回の会議を重ね、二〇〇六年六月二十七日、報告書を取りまとめ、これを提言として法務大臣に提出した。
- (23) 更生保護のあり方を考える有識者会議の最終報告書においても強調されている。
- (24) 市川清志「更生緊急保護における『国の責任』をめぐる」更生保護と犯罪予防七四号（一九八四年）一一頁以下参照。
- (25) 西中間貢・前掲一九二頁。
- (26) 鈴木昭一郎「社会福祉と司法福祉」更生保護と犯罪予防四〇号（一九七六年）四一頁。
- (27) 例えば、先駆的研究として、山口幸男・司法福祉論（増補版）（二〇〇五年）。
- (28) 特に高齢者に対する日本の更生保護法制を素材としつつ、対象者への公平な対応が求められる合法／不法の二元的で画一的な処罰コードと福祉システムにおける、クライエントの多様なニーズに応じるための段階的な性質をもつ援助コードとを区分すべきであるとし、その無批判な結合を批判的に考察する研究として、竹村典良「刑罰と福祉のエピステモロジー（科学認識論）」犯罪社会学研究二二号（一九九七年）六頁以下。論者は、処罰コードと援助コードとは性質・特徴をまったく異にするとしたうえで、両者の共存ないし結合は極めて困難であるとし、むしろ両者を、無批判に関係づけ結合しようとした場合には、「規律的福祉制裁」と言いうるような矛盾を胚胎する状況が現出すると警鐘を鳴らす。
- (29) 福祉国家における法化の問題点については、さしあたり、広渡清吾「日本社会の法化―主としてドイツとの対比で」田中成明編『岩波講座現代の法一五』（一九九七年）一四三頁以下。柳沢能生「福祉国家における法のディレムマ」法の科学一八号（一九九〇年）一〇〇頁も参照。
- (30) 金子みちる、正木祐史「保護観察対象者の法的地位」刑事立法研究会編『更生保護制度改革のゆくえ』（二〇〇七年・近刊）参照。
- (31) 今福章二「更生保護施設における処遇に関する研究」法務研究報告書八九集三号（二〇〇〇年）二〇頁以下。柴田恵・犯罪者

の社会内処遇の探求(二〇〇六年)も参照。

(32) 山田勲「処遇施設と「つごとの意味」犯罪と非行一四七号(二〇〇六年)七三頁。

(33) Bezirksverein für soziale Rechtspflege Freiburg, 15 Jahre Anlaufstelle für Straftatlassene in Freiburg, 1988. Vgl. Karl-Michael Walz, Soziale Strafrechtspflege in Baden, 1999, S. 517ff.; Frieder Dünkel, Zur Situation und Entwicklung in der Entlassenhilfe, ZStVO 30 (1981), S. 202ff. Siehe auch ders., Probleme und Perspektiven in der Entlassenhilfe. Dargestellt am Beispiel der Freiburger Anlaufstelle, BewHi 26 (1979), S. 145ff.

(34) 二〇〇五年一月二日より、連邦社会扶助法は、社会法典第二章へ統合され、廃止された。

(35) ドイツ刑法第六八条以下は、犯罪を犯した者に対する再犯予防のための援助及び監視の目的で行状監督所と保護観察官とが行う行状監督制度を規定する。施設内処遇から社会内処遇への重点移行に伴い、拘禁の代替措置として用いられている。ドイツの行状監督制度については、岡上雅美「ドイツにおける行状監督制度とその運用」法政理論三六卷二号(二〇〇三年)四七頁以下参照。

(36) ドイツ刑法第一二三条は、刑事施設に収容されて少なくとも六ヶ月を経過した者に施設から一時的に外出・外泊させることを規定する。なお、最近のドイツにおける更生保護法制の動向をフォローし、検討を加えるものとして、土井政和「世界の刑事思潮から見た更生保護の将来—ドイツにおける最近の動向を中心として—」『更生保護制度施行五〇周年記念論文集・更生保護の課題と展望』(一九九九年)五一頁以下。

(37) Bezirksverein für soziale Rechtspflege Freiburg, Jahresbericht 2004.

(38) 連邦制をとるドイツにおいては、更生保護に関して、州の行政権限に属する事項が定められている。バーデン・ヴュルテンブルク州では、州法務省の予算で刑事施設の被収容者及び施設から釈放された者に対する保護の予算を組み、執行している。特に財政的な援助の目的のためには各種の基金が設立され、同州では、一九七四年、受刑者の社会復帰目的を掲げて一九七四年に公的基金としてトラウリット・ベンダー博士基金(Stiftung „Resozialisierungsfonds Dr. Traugott-Bender“)を創設した。

(39) これにより、更生保護施設に居住しながら公的扶助を受けることが容易になる。

(40) 更生保護のあり方を考える有識者会議においても、かかる認識が示されたほか、厚生労働省も、二〇〇五年八月、刑務所出所者等の総合的就労支援対策の設備について、従来、不十分であった矯正機関や更生保護機関との連携を強化することを課題として挙げた。